

ライブホール、ライブハウスにおける
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月13日策定

一般社団法人ライブハウスコミッション

NPO 法人 日本ライブハウス協会

飲食を主体とするライブスペース運営協議会

日本音楽会場協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月14日。以下「提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、ライブホール、ライブハウス等店舗における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として留意すべき事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成するものです。

本ガイドラインでは、提言4.(2)「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」における留意点及び「事務連絡」を参考に、京都大学 ウイルス・再生医科学研究所の宮沢孝幸准教授(附属感染症モデル研究センター ウイルス共進化研究分野主催)より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴したご意見・コメントも踏まえて、場面ごとに具体的な感染拡大予防措置を示しています。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見、店舗を利用する公演主催者であるイベンター、プロモーター並びに実演家団体等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜かつタイムリーに改訂を行うものいたします。

2. 感染防止のための基本的な考え方

ライブホール、ライブハウス等店舗の事業者（以下「店舗事業者」という。）、店舗にて公演を行う主催者（以下「公演主催者」という。）は、店舗の規模や公演の様態を十分に踏まえ、店舗の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という。）、公演を鑑賞等するために店舗に来場する者（以下「来場者」という。）、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（公演主催者を除く。以下「公演関係者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要な対策を講じる必要があります。

3. 店舗事業者が講じるべき具体的な対策

（1）リスク評価

店舗事業者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、従事者、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行うことが求められます。

また、それらの公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否を公演主催者と協議のうえ判断する必要があります。

店舗の利用にあたっては、店舗事業者がそれらのリスク評価に基づき、リスクを回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに公演主催者に対してその旨を伝え、改善を要請する必要があります。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機、ロッカー等）には特に注意を要します。

② 飛沫感染のリスク評価

店舗における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離や位置、方向、施設内で大声での対話等が頻発する場所等の状態を評価します。

③ 集客施設のリスク評価

公演の開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、店舗内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの店舗の来場実績等に鑑み、評価します。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理への影響について評価します。

(2) 店舗内の各所における対応策

① ライブスペース内

- ・ 店舗事業者は、各回の公演ごとに、その公演前に、会場内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行います。なお、消毒液は、当該場所に最適なものをを用いるようにする必要があります。（以下、消毒液に関する記載において同じ。）
- ・ 店舗事業者は、公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行います。また、公演中も定期的に適切な換気を行ってください。
- ・ 店舗事業者は、公演主催者及び来場者に対して、対人距離をできるだけ 2m を目安に最低 1m 確保するよう要請してください。
- ・ 店舗事業者は、公演主催者及び来場者に対して、出演者（演奏者・歌唱者等）と観客の間の距離を、なるべく 2m 確保するよう要請してください。それができない場合は、出演者から飛沫が拡散しないための適宜の対応（発声部分を中心に透明の遮蔽物を設ける等）を行うなど、飛沫感染対策を行ってください。

- ・ 店舗事業者は、公演主催者及び来場者に対して、公演中もマスク(適宜フェイスガード等)の着用を要請してください。

② 会場入口

- ・ 店舗事業者は、会場のすべての入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置するようにしてください。不足が生じないよう定期的な点検を行う必要があります。
- ・ 会場入口の行列では、間隔(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- ・ 来場者にはマスク(適宜フェイスガード等)の着用を要請してください。

③ チケット窓口

- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン、或いはマスク(適宜フェイスガード等)の着用等により購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・ チケット窓口の行列では、間隔(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 入場時のチケットもぎりの際は、マスク(適宜フェイスガード等)を着用するようにしてください。作業前後は、石鹸・流水による手洗いを徹底して下さい。

④ ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう表示等により促すようにしてください。

- ・公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行ってください。
- ・常時対人距離を確保(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)してください。
- ・常時換気に努めてください。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。
- ・従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を励行してください。

⑤ 楽屋、控室

- ・常時換気に努めてください。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。

⑥ トイレ

- ・不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行ってください。
- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人のハンカチ等を使うように徹底してください。
ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しないようにしてください。
- ・トイレの混雑が予想される施設の場合、間隔(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)を空けた整列を促すようにしてください。

⑦ 飲食施設、物販エリア等

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。

- ・ 飲食物を提供する場合、間隔(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)を開けて座席を配置するように努めてください。真正面の配置を避けるか、またはテーブル上の区切りのパーテーション(アクリル板等)を設けるなど工夫をしてください。
- ・ 混雑時の入場制限を実施してください。
- ・ 施設内の換気を徹底してください。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底してください。
- ・ 飲食施設に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒や石鹸・流水による手洗いを徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場するようにしてください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努めてください。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン、或いはマスク(適宜フェイスガード等)の着用等により購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないようにしてください。

⑧ 清掃・ゴミの廃棄

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 作業を終えた後は、石鹸・流水による手洗いを行ってください。

(3) 従事者に関する感染防止策

- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫してください。
- ・ マスク着用、手指消毒や石鹸・流水による手洗いを徹底してください。

- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・ 出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行ってください。
- ・ 店舗事業者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(4) 周知・広報

- ・ 感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報してください。
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 物理的距離の確保の徹底(できるだけ 2m を目安に最低 1m を確保)

(5) 保健所との関係

- ・ 公演において感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。

4. 公演主催者が講じるべき具体的な対策

公演主催者が講じるべき具体的な対策は、公演主催者において、公演時の地域における新型コロナウイルスの感染状況等により、その感染防止対策の必要性や水準が決定されることに鑑み、以下は参考のための例示として掲げるものです。

公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、店舗事業者は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行ってください。

※ 店舗事業者が公演を主催する場合には、店舗事業者が講じるもの

<公演前の対策>

(1)入場制限

- ・ 公演主催者は、公演の企画にあたって、入場者の密集を制限する方策の導入を検討してください。例えば、以下のような手段が考えられます。
 - 入館可能時間、開演時間の前倒し、入館可能者数の制限
 - (入館待機列の設置等)
 - 日時指定予約の導入
 - 大人数での来館の制限 等
- ・ 来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する方法について慎重に対応を検討してください。
- ・ 持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(2)来場者との関係

- ・ チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。
- ・ 平熱以上の熱がある方、5日以内に平熱を超える発熱をされた方は来場を控えてもらうよう、事前に周知するようにしてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は来場を控えてもらうよう、事前に周知するようにしてください。

- ・ 導入が検討されている接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知するようにしてください。

(3)公演関係者との関係

- ・ 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。
- ・ 楽屋等では、手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を行い、対応が難しい場合には使い捨ての皿やコップを使用してください。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・ その他、リハーサルや仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じるようにしてください。

<公演当日の対策>

(1)周知・広報

- ・感染予防のため、店舗事業者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。

-咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底

-物理的距離の確保の徹底（できるだけ2mを目安に、最低1m確保）

-過度な飲酒への注意喚起

(2) 来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請してください。
 - ① 来場の前に検温を行い、発熱(37.5度以上)がある場合
 - ② 咳・咽頭痛などの症状(軽度なものを含む。)がある場合
 - ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・ 店舗事業者と協力の上、余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開演時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- ・ 入待ちは控えるよう呼び掛けてください。
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにしてください。

(3) 来場者の感染防止策

- ・ マスク着用及び定期的な手指消毒を要請してください。
- ・ 来場人数は原則として従前の50%以下を目安としてください。
- ・ 公演中もマスク(適宜フェイスガード等)の着用を要請してください。
- ・ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知してください。
- ・ 来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないようにしてください。
- ・ 場内における会話、大声による発声を控えるよう促してください。
- ・ 店舗事業者が要請するルールやマナーを遵守できない来場者へは退場を促してください。

- ・ 店舗事業者と協力の上、密集状態が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定してください。
- ・ 休憩中のトイレ混雑を避けるため、休憩時間を十分にとれる時間配分を行ってください。

(4)公演関係者の感染防止策

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・ 各自検温を行うこととし、発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合には自宅待機とするようにしてください。
- ・ 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク(適宜フェイスガード等)着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・ 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(5)公演中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が公演中に発生した場合、速やかに然るべき方法で隔離を行ってください。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底し、対応前後には手洗い、手指消毒を徹底してください。
- ・ 速やかに、保健所へ連絡し、指示を受けてください。

(6)物販

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ パンフレット等の物販を行う場合、間隔(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)を開けて整列していただくようにしてください。
- ・ 物販に関わる従業員は、マスク(適宜フェイスガード等)の着用と手指消毒を徹底してください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン、或いはフェイスガード等の着用により購買者との間を遮蔽してください。
- ・ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いわないでください。

(7)来場者の退場時の対応

- ・ 退場時は場内アナウンスまたは適宜な方法(主催者のホームページや SNS 等)で、来場者に対し、公演後2週間以内に感染が疑われる症状が発生した場合の対処の仕方(各自治体が定める問い合わせ窓口や検査の方法等)を、再度周知してください。
- ・ 出待ちや面会等は禁止を要請してください。

<公演後の対策>

- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・ 入場者の連絡先を記載した名簿を整理し適切な期間(当面の間 1 ヶ月を目安に)保存してください。

- ・ なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じるようにしてください。

※監修:宮沢孝幸(京都大学 ウイルス・再生医科学研究所 附属感染症モデル研究センター ウイルス共進化研究分野主宰)

※当該ガイドラインは、今後、感染の動向や専門家の知見をもとに、適宜遅滞無く見直しを図っていきます。